令和８年（フ）第１０７号
岐阜県海津市海津町大和田127番地１
債務者　宮田　三善
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第２８４号
大津市秋葉台28番12号　湖城が丘ハイツ５号館207号
債務者　佐藤佐奈江
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３１号
大津市大平二丁目31番１―503号
債務者　イワモト　レイア　ナバロ（ＩＷＡＭＯＴＯ　ＲＨＥＡ　ＮＡＶＡＲＲＯ）
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７８号
大津市本丸町６番２―504号
債務者　小早川展久
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４２号
滋賀県守山市木浜町2137番地
債務者　今江　秀幸
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４５号
大津市螢谷８番20号　ラセーヌ蛍谷101号、前住所大津市真野四丁目22番48号
債務者　今堀　賢人
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６３号
大津市本宮二丁目６番22号　大津老人ホーム、前住所大津市朝日が丘一丁目27番１―509号
債務者　谷杉　茂子
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７０号
滋賀県栗東市手原二丁目９番１―403号　手原団地
債務者　谷口　　朗
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７４号
滋賀県栗東市小柿九丁目８番４―201号　グランパルク藤代、前住所滋賀県彦根市大藪町６番地（207号）
債務者　谷岡　真悟
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４２号
兵庫県姫路市田井台１番地10
債務者　加耒　美幸
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５１号
兵庫県姫路市御国野町御着311番地２　ハイツ天川201号室、従前の住所兵庫県姫路市楠町81番地　たくみマンション34号室
債務者　鴨川　和希
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５５号
兵庫県姫路市豊富町御蔭250番地65　別邸アルルの跳ね橋、従前の住所兵庫県姫路市豊富町御蔭250番地66　グリーンヒル豊富
債務者　橋爪美紀（保佐人一般社団法人みらいらぼハリマ）
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４９９号
兵庫県姫路市飾磨区清水130番地中村マンション201
債務者　石原智香奈
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５０５号
兵庫県相生市川原町15番11号
債務者　石上　　浩
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１１３号
奈良県大和郡山市筒井町272番地１
債務者　松田　　愛
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４１号
奈良市青山八丁目127番地
債務者　向井　海斗
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９６号
奈良県北葛城郡上牧町米山台３丁目８番５号
債務者　松井　岳人
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係